

「たばこ対策懇話会」における受動喫煙防止対策の議論

1 たばこ対策懇話会の設置

がん対策推進条例の重要な要素であるたばこ対策について、「たばこ対策懇話会」を設置し、規制推進派、反対派を含む多方面からの議論を行い、受動喫煙防止対策の内容について協議した。

たばこ対策懇話会構成団体 計5回開催（平成26年1月10日から平成26年3月27日）

区 分	所 属	区 分	所 属
学識経験者	広島県がん対策推進協議会	交通機関	西日本旅客鉄道株式会社広島支社
医療関係者	広島県医師会		広島県バス協会
福祉関係者	広島県社会福祉協議会	たばこ業界	日本たばこ産業株式会社広島支店
学校関係者	広島県私立中学高等学校協会校長会		中国たばこ販売協同組合連合会
		広島県教育委員会	県民
労働関係者	日本労働組合総連合会広島連合会	健康ひろしま21推進協議会	
経済界	広島県商工会議所連合会	広島県男女共同参画財団	
飲食関係等	広島県生活衛生同業組合連合会	広島ナイススモーカークラブ	
	広島県飲食業生活衛生同業組合	広島県禁煙支援ネットワーク	
	広島県ホテル旅館生活衛生同業組合		
-	-	市町	広島県市長会
			広島県町村会

2 懇話会での議論の内容

(1) 現状の確認等

国の指針やそれに対応した公共的施設の禁煙、分煙等の措置について確認した上で規制の内容を議論した。条例によるさらに厳しい規制を求める意見や自主規制にとどめるべきという意見などがあった。

(2) 現在自主規制している公共施設の対策を徹底することについて

多数の者が利用する施設のうち、利用者に施設の選択の余地のないものについては、現在でも受動喫煙防止対策がほぼ講じられており、これを徹底する必要について合意した。

一方、多数の者が利用する施設でも飲食店、宿泊施設等、利用者の選択が可能な施設については、喫煙、禁煙等の措置は自主性に任せるべきという意見があった。

(3) 子どもの利用が想定される屋外の公共的な空間について

児童公園など少なくとも子どもが一定以上の時間滞留するような屋外空間については受動喫煙防止の措置を義務付けるべきという多数の意見があった。

(4) 民間施設における禁煙、分煙、喫煙可の表示の義務付けについて

利用者の選択が可能な施設においても、外から禁煙かどうかがわかるよう表示をすべきという議論について、表示を義務付けるべきという意見と条例による規制によらず事業者の自主性に委ねるべきという意見があった。

(5) 表示の義務付けの規制について

県民総ぐるみでがん対策に取り組むという機運醸成を図る観点から、必要な取組について義務付けを行うものの、罰則など強制力を伴わない緩やかな規制として表示を義務付ける内容で合意した。

**たばこ対策懇話会の意見を踏まえた
受動喫煙防止にかかる対象施設等と規制内容（案）**

区分	施設の種類	施設例	規制内容	義務付け	
				措置	表示
建物内等	第1種	<p>○最も受動喫煙を防止すべき施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不特定多数の人が利用する施設で、代替施設（施設の選択肢）がほぼなく、 <p>ア 県民の生命や財産に関わり利用することが不可欠な施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・官公庁施設（県庁、市役所等） ・医療施設（病院・診療所・薬局等） <p>イ 多数の子どもが利用する施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校等、大学、各種学校等） ・児童福祉施設（保育所、児童厚生施設等） 	<p>①禁煙 又は ②喫煙所による分煙</p> <p>※共同利用空間は禁煙</p>	義務	—
	第2種	<p>○第1種に準ずる施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不特定多数の人が利用する施設で、代替施設（施設の選択肢）が少なく、 <p>ア 利用者の意思で自由に移動する利用形態の施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運動施設（体育館、ボーリング場等運動施設） ・博物館等（動物園、植物園、遊園地等） ・交通機関乗降・待合（JR 駅、バス待合所等） ・店舗（百貨店、マーケット等） ・寺社等（神社、寺院、教会等） <p>イ 利用者が分煙を選択できる形態を講ずることができる施設（禁煙席・禁煙車両等の措置）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・劇場等（劇場、映画館、観覧場、集会場、公会堂、展示場、火葬場等） ・交通機関（バス、電車、タクシー、航空機等） ・高齢者・障害者施設（老人ホーム、身体障害者福祉センター等） 	<p>①② 又は ③分煙 又は ④その他の分煙</p> <p>※共同利用空間は禁煙</p>	義務	喫煙区域の表示義務
	第3種	<p>○その他の民間施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不特定多数の人が利用する施設であるが、代替する施設（施設の選択肢）が多い。 <p style="text-align: center;">—</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飲食店、カラオケボックス、風俗営業を営む施設、場外馬券売場、ホテル、旅館、理容所、美容所等 	—	—	義務 ※時間分煙、フロア分煙も可
屋外	第4種	<p>子どもの利用が想定される施設等</p> <p>横断歩道付近、児童公園、学校（児童福祉施設含む）の周辺</p> <p>※喫煙スペースを設ける場合は、子供の動線避ける。</p>	禁煙又は喫煙範囲の明確化	義務	—

受動喫煙防止対策について（案）

1 方向性

受動喫煙による県民の健康への悪影響を防止するため、県民が受動喫煙を避けることができる環境を整備する。

2 考え方

実効性のある受動喫煙防止の取組とする。

3 取組内容

○ 多数の者が利用する公共的な空間（建物内）について

施設の種類	施設例	取組内容
官公庁施設	県庁，市役所，町役場	<ul style="list-style-type: none"> ・建物内禁煙を原則とする。 ・喫煙場所を設置する場合は，受動喫煙防止の措置^{※2}を講ずる。
教育施設	学校	
医療施設	病院，診療所，薬局	
社会教育施設	美術館，博物館，図書館	
社会福祉施設	児童関係施設	
健康づくり施設	体育館，屋外競技場	<ul style="list-style-type: none"> ・建物内禁煙又は建物内分煙とする。
社会福祉施設	高齢者関係施設	
①～④に掲げる施設 ^{※1}	動物園，植物園，鉄軌道車両，バス，タクシー，航空機，旅客船，鉄軌道駅，バスターミナル，航空旅客ターミナル，旅客船ターミナル，集会場，展示場，金融機関，劇場，観覧場，百貨店	
その他の民間施設	宿泊施設，商店，飲食店，理容・美容店，遊技場，娯楽施設	<ul style="list-style-type: none"> ・禁煙，分煙^{※3}，喫煙可の表示

※1 ①国，地方公共団体及びこれに準ずる団体が設置・運営，②条例等に基づき，建物内禁煙又は建物内分煙が義務付けられている，③実態として，既に禁煙又は分煙となっている場合が多い，④施設の利用実態として，滞在期間が比較的短いと考えられる施設

※2 利用者がわかるように表示を行うとともに，厚生労働省が示す「分煙効果判定基準」を満たすものとする。

※3 時間分煙，フロア分煙も可とする。

○ 子どもの利用が想定される公共的な空間（屋外）について

施設例	取組内容
横断歩道付近，児童公園，学校周辺	<ul style="list-style-type: none"> ・禁煙を原則とする。 ・喫煙場所を設置する場合は，子どもの動線から外れた場所に設置し，かつ，パーテーション等で囲うなどの配慮を行う。

分煙効果判定基準

【屋内における有効な分煙条件】

1 排気装置（屋外へ強制排気）による場合	
<判定場所その1> 喫煙所と非喫煙所との境界	<ul style="list-style-type: none"> ○ デジタル粉じん計を用いて、経時的に浮遊粉じんの濃度の変化を測定し漏れ状態を確認する（非喫煙場所の粉じん濃度が喫煙によって増加しないこと） ○ 非喫煙場所から喫煙場所方向に一定の空気の流れ（0.2m/s以上）
<判定場所その2> 喫煙所	<ul style="list-style-type: none"> ○ デジタル粉じん計を用いて時間平均浮遊粉じん濃度が0.15 mg/m³以下 ○ 検知管を用いて測定した一酸化炭素濃度が10ppm以下
2 空気清浄機による場合	
<判定場所その1> 喫煙所と非喫煙所との境界	<ul style="list-style-type: none"> ○ デジタル粉じん計を用いて、経時的に浮遊粉じんの濃度の変化を測定し漏れ状態を確認する（非喫煙場所の粉じん濃度が喫煙によって増加しないこと） ○ 非喫煙場所から喫煙場所方向に一定の空気の流れ（0.2m/s以上） ○ ガス状成分について適切な方法で濃度を測定し、喫煙所からの漏れ状態を確認する（現在、その手法は確立されていない）
<判定場所その2> 喫煙所	<ul style="list-style-type: none"> ○ デジタル粉じん計を用いて時間平均浮遊粉じん濃度が0.15 mg/m³以下 ○ 検知管を用いて測定した一酸化炭素濃度が10ppm以下 ○ ガス状成分について適切な方法で濃度を測定し、その値がある一定以下であること（現在、その手法は確立していない）

※大気環境全体を視野に入れた場合の条件は、1に以下を追加

<ul style="list-style-type: none"> ○ 大気環境基準が設定されている浮遊粒子状物質濃度の1時間値が0.2mg/m³を超えないこと。 ○ 大気環境基準が設定されているガス状物質のうち、1時間値があるもの（二酸化硫黄が0.1ppm、オキシダントが0.06ppm）は、その濃度を超えないこと
--

《厚生労働省「分煙効果判定基準策定検討会報告書（平成14年6月）」より》